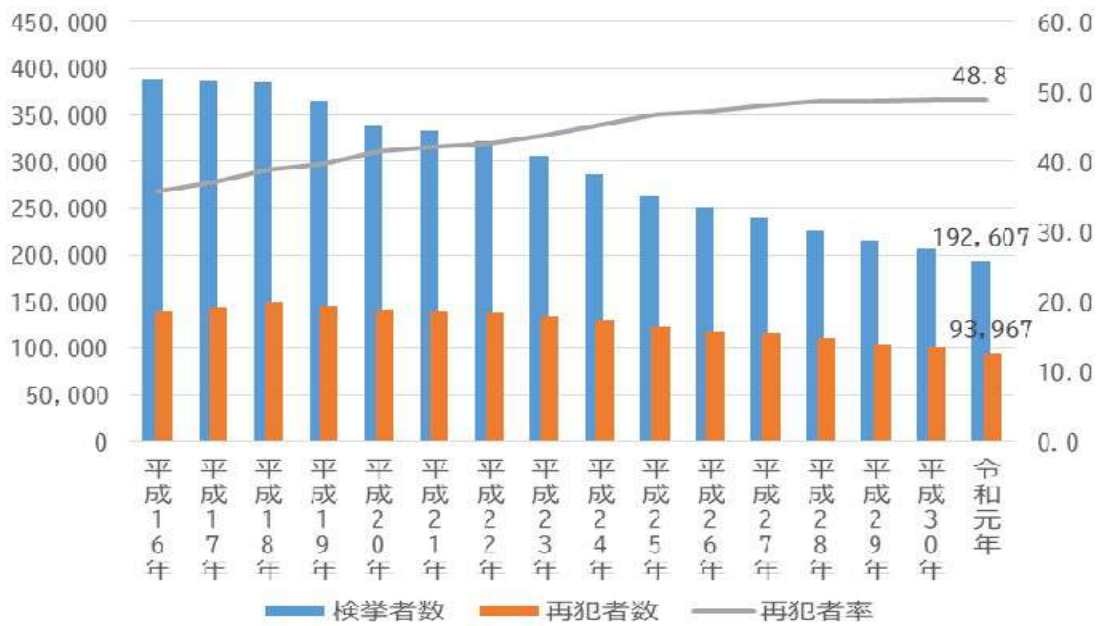


## 參考資料

# 1 全国の状況

## (1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

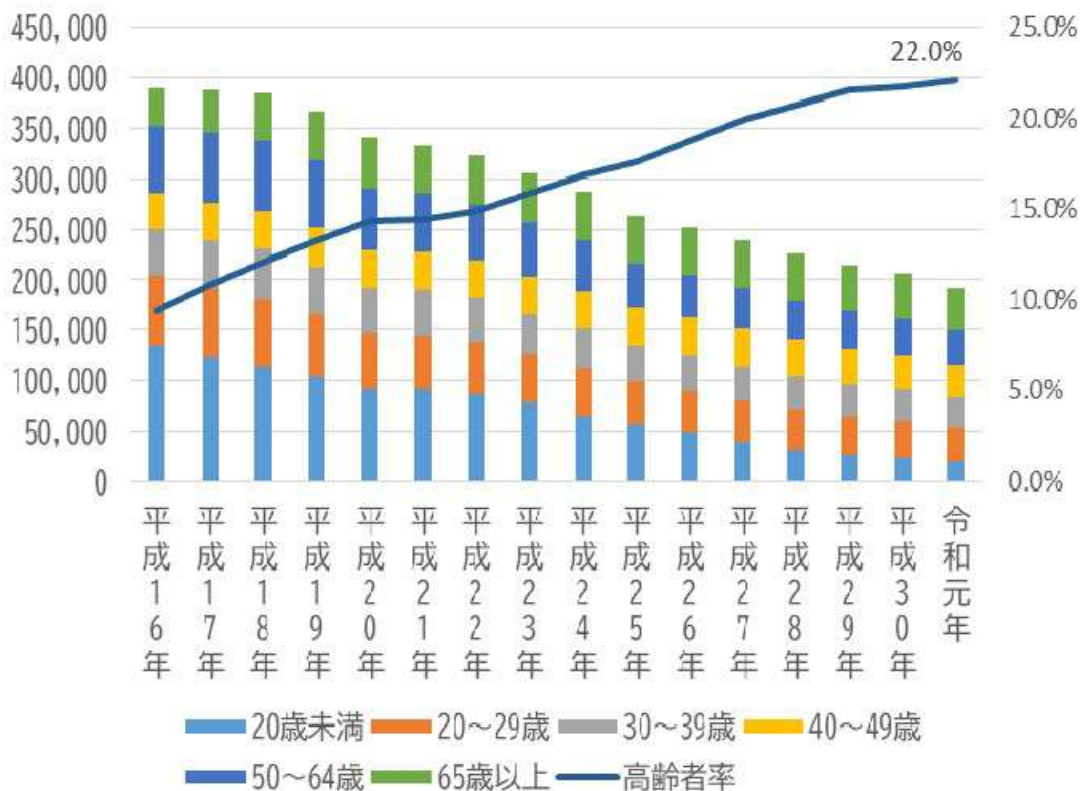


注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

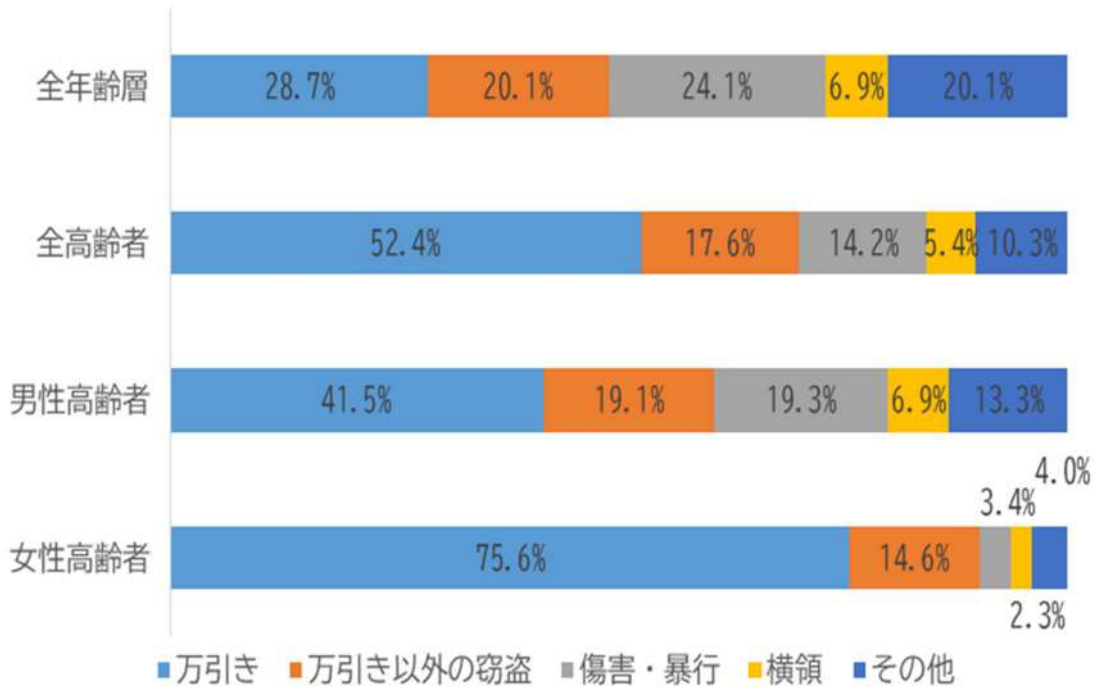
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## (2) 刑法犯検挙者（年齢層別）・高齢者の推移

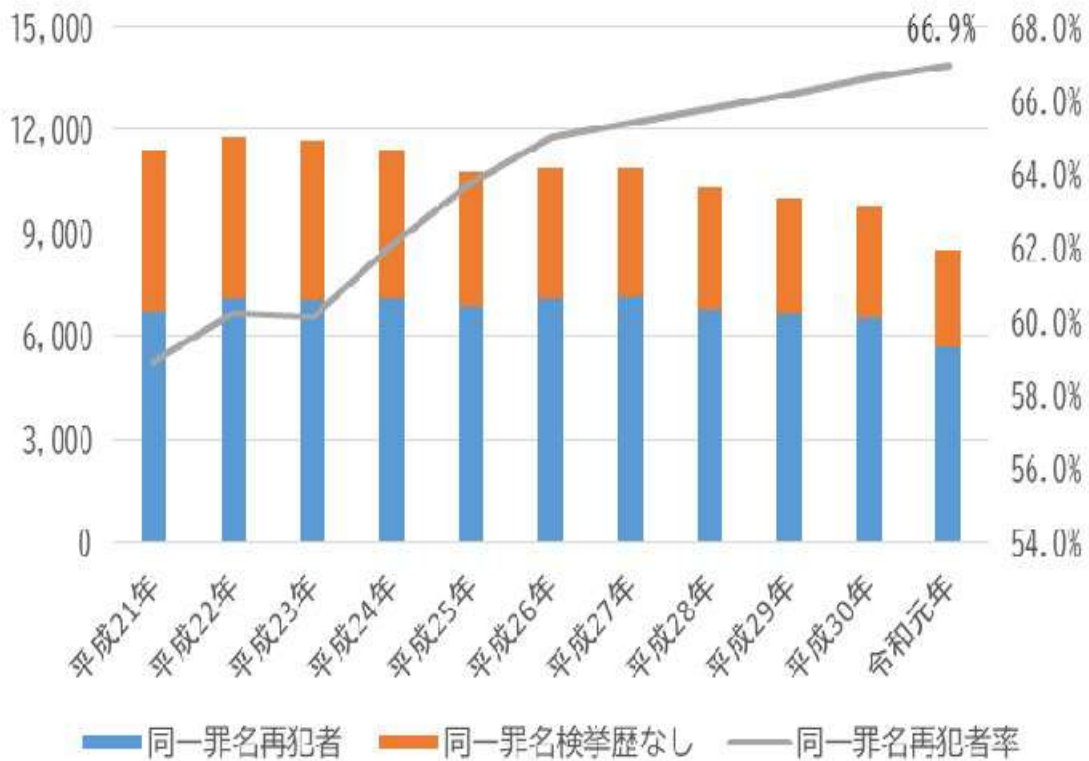


(「警視庁の統計」より。)

(3) 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）（令和元年）



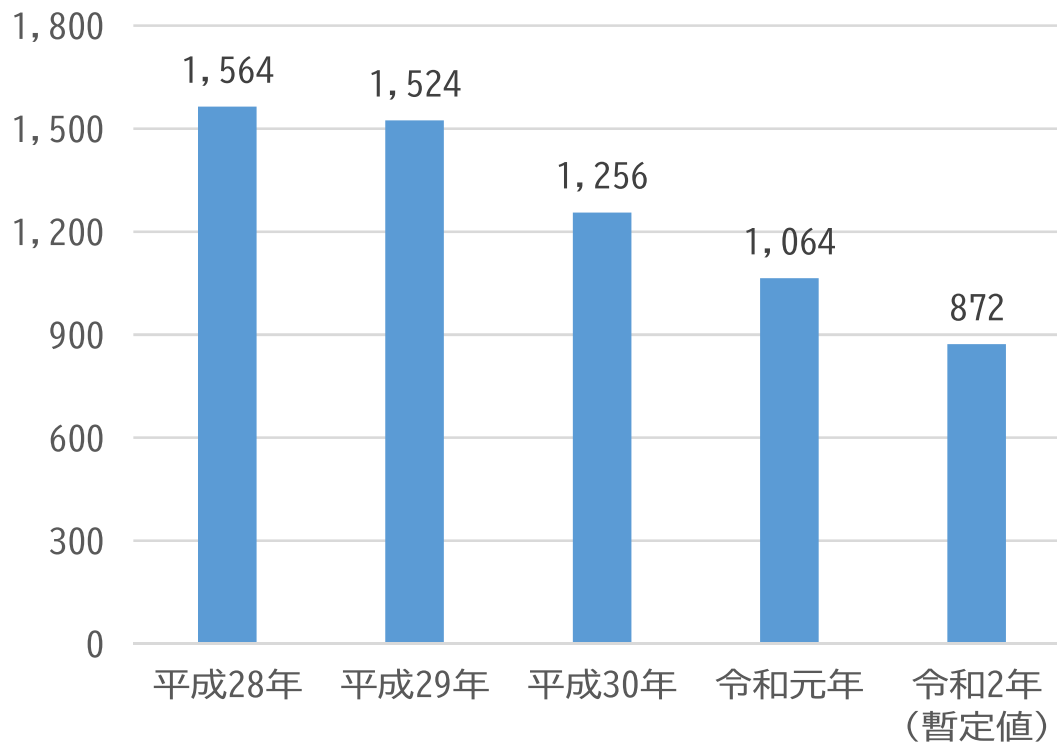
(4) 覚醒剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯人員等の推移



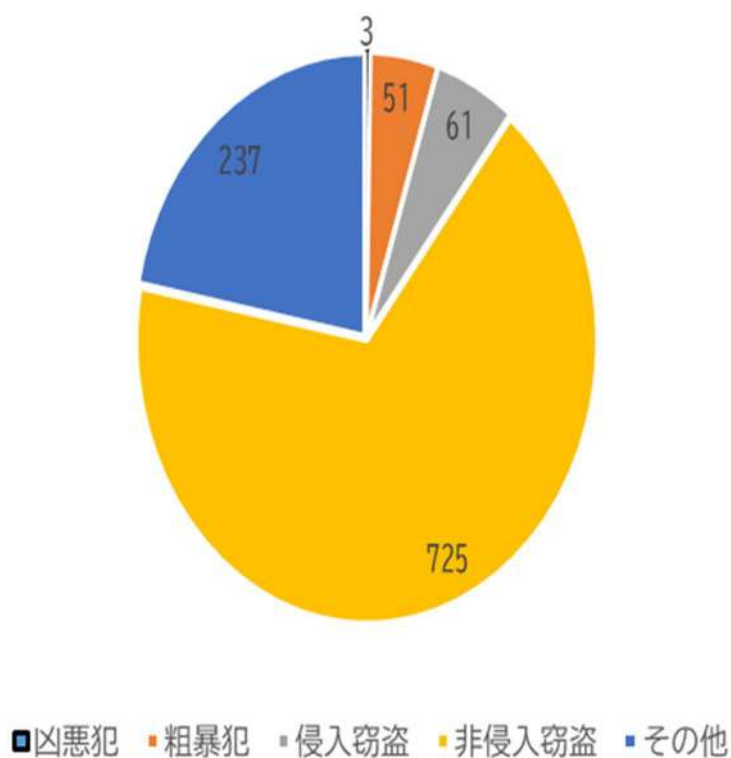
(「警視庁の統計」より。)

## 2 多摩市の状況

### (1) 多摩中央警察署管内における刑法犯認知件数

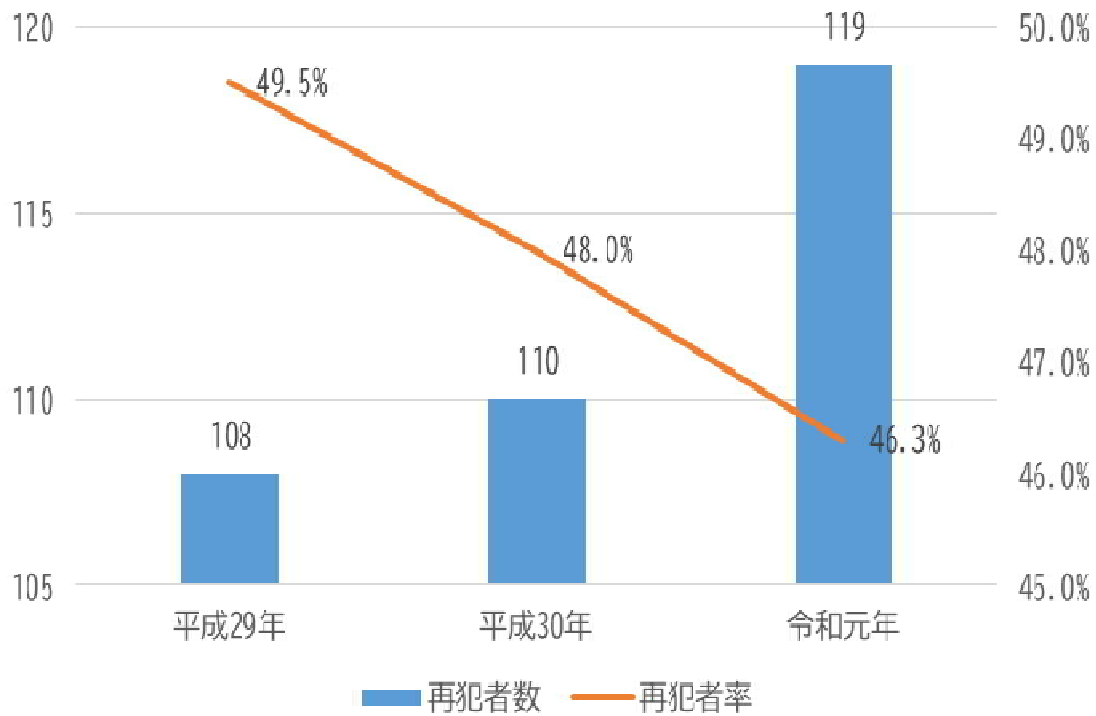


### (2) 多摩中央警察署管内における罪種別刑法犯認知件数（令和元年・合計1,064件）の構成



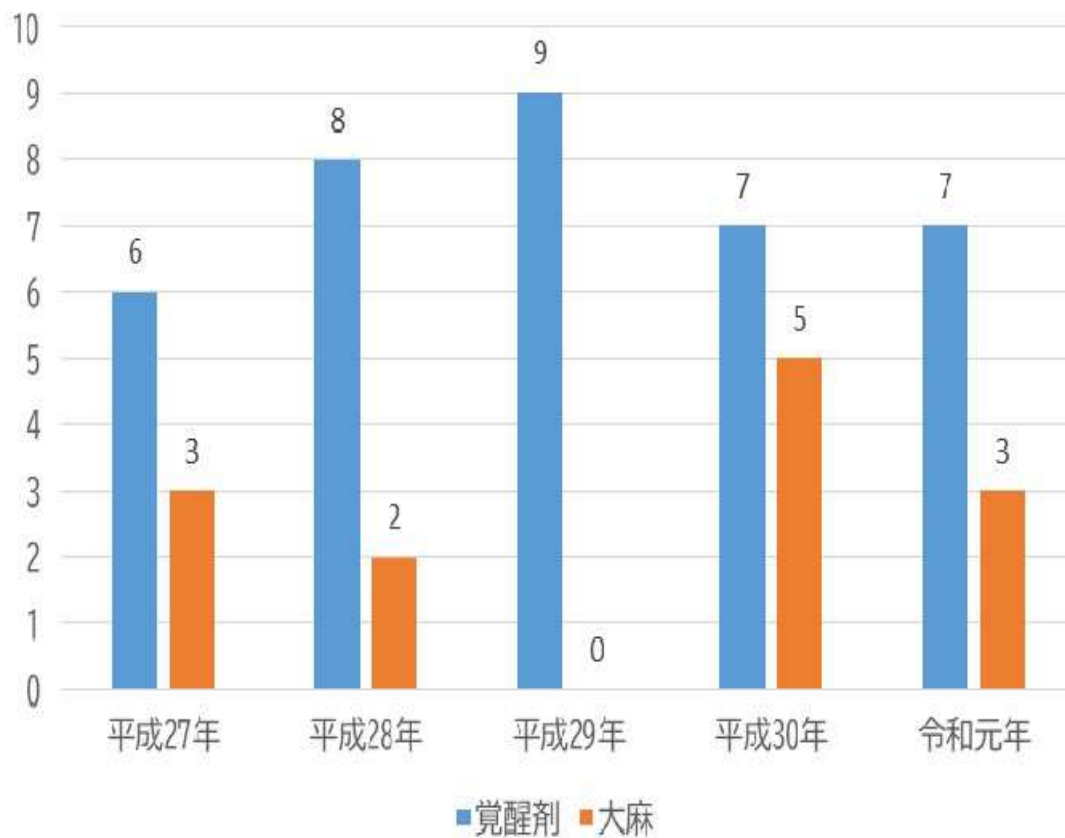
(「警視庁の統計」より。)

(3) 多摩中央警察署管内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(法務省 東京矯正管区資料より。)

(4) 多摩中央警察署管内における覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反検挙人員



(「警視庁の統計」より。)

(5) 刑法犯の検挙状況（「警視庁の統計」より。）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
多摩中央警察署	656	385	405	384	372
26 市平均	395	370	326	321	303

（単位：人）

(6) 保護観察\*係属件数（基準日：12 月 31 日）（東京保護観察所立川支部資料より。）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
多摩市	11	24	25	28	25
立川支部管内	823	743	800	825	825
東京都	3,189	2,951	2,928	2,905	2,869

（単位：件）

(7) 生活環境調整\*係属件数（東京保護観察所立川支部資料より。）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
多摩市	29	30	27	31	26
立川支部管内	1,509	1,479	1,383	1,301	1,279
東京都	8,017	7,758	7,209	6,952	6,690

（単位：件）

(8) 保護司数と充足率（基準日：1 月 1 日）（東京保護観察所立川支部資料より。）

	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	数	充足率	数	充足率	数	充足率	数	充足率	数	充足率
多摩市	27	90.0%	25	83.3%	25	83.3%	23	76.6%	27	90.0%
東京都	3,518	80.4%	3,464	79.1%	3,455	78.9%	3,375	77.1%	3,343	76.4%

（保護司数の単位：人）

\*保護観察：犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

\*生活環境調整：刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

### 3 多摩市再犯防止推進計画策定の経緯

年	月	実施	内容
平成28年	12月	国	「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行
平成29年	12月	国	「再犯防止推進計画」を閣議決定
平成30年	8月	国	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の策定
令和 元年	7月	都	「東京都再犯防止推進計画」の策定
	8月	市	日野・多摩・稲城3市副市長により協働で3市共通理念を定めることを決定 ※以降、3市による検討会を令和2年12月までに計5回実施
	12月	国	「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」を決定
令和 2年	1月	市	3市による検討会①を実施
	7月	市	3市による検討会②を実施
	8月	市	3市と保護司会との意見交換会を実施
		市	3市による検討会③を実施
	9月	市	経営会議及び市議会（健康福祉常任委員会）：3市共通理念策定について報告
	10月	市	3市による検討会④を実施
		市	保護司会との意見交換会を実施
	11月	市	多摩・島しょ広域活動助成金市長会ヒアリング
		市	3市による検討会⑤及び法務省東京矯正管区及び東京保護観察所との意見交換会を実施
令和 3年	2月	市	経営会議：3市共通理念策定
	3月	市	市議会（健康福祉常任委員会）：3市共通理念策定の報告
	4月	市	各課事業調査の実施
	5月	市	関係団体意見照会
	6月	市	日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区会にて意見照会
	7月	市	3市による勉強会①を実施
			健康福祉推進本部：計画素案の協議
	8月	市	経営会議：計画素案の協議
	9月	市	市議会（健康福祉常任委員会）：計画素案の報告
		市	パブリックコメントの実施（～11月）
	10月	市	再犯防止に関する講演会・シンポジウムの開催
	11月	市	健康福祉推進本部：計画原案の協議
		市	経営会議：計画原案の協議及び決定
	12月	市	市議会（健康福祉常任委員会）：計画策定の報告
	市	「多摩市再犯防止推進計画」の公表	

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける



## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

## 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

### 再犯防止推進計画策定の経緯

#### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合  
**48.7%**



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

#### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

### 7つの重点分野と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



#### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

#### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

## 多摩市再犯防止推進計画

(令和3年度～令和7年度)

印刷物番号

3-15

発行年月：令和3年12月

発行：多摩市

編集：健康福祉部福祉総務課

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

TEL：042-338-6889

FAX：042-337-7660

H P：https://www.city.tama.lg.jp/